

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域について

本計画では、歴史的風致が広がる範囲において、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する必要がある区域を「重点区域」として設定する。

この区域と認められるためには、以下の要件を満たす必要がある。

- 重要文化財や重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地であること
- 当該区域において維持及び向上を図るための施策を推進することが特に必要と認められる土地（＝第2章で定めた歴史的風致内の区域）であること

本計画における重点区域は、第2章で整理した歴史的風致の範囲内において、重要文化財などに指定された建造物を中心に、「歴史と伝統を反映した風情あるたたずまいを残しつつ、今後もその周辺地域における活動の継承や活性化を推進する取り組みが必要と想定される区域」について選定した。

（1）歴史的風致の分布

重点区域の前提となる歴史的風致として、北中城村では以下の三つを設定した。

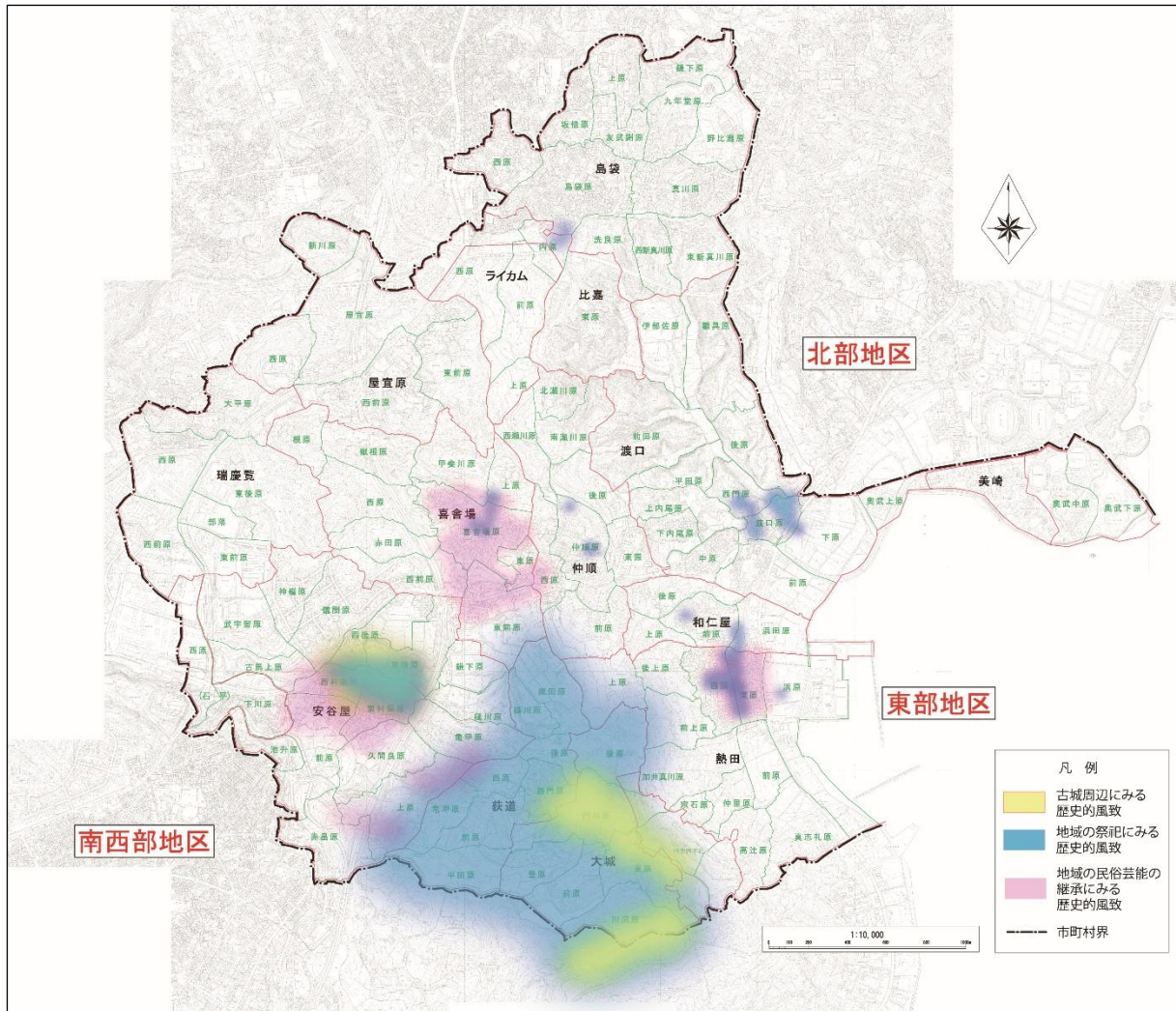
- 1 古城周辺にみる歴史的風致
- 2 地域の祭祀にみる歴史的風致
- 3 地域の民俗芸能の継承にみる歴史的風致

一つ目は、世界遺産中城城跡をはじめとした村南部に点在するグスク群と、それらグスク内やグスクを背景として人々が執り行っている多様な活動（祭祀・修景・観光・運動など）にみる歴史的風致を挙げている。

二つ目は、各集落がそれぞれの地域固有の活動として執り行っている字シーミーやウマチー、旗スガシーなどの祭祀と、それらに関わる拝所や巡拝路などを歴史的風致として整理している。

最後の三つ目は、民俗芸能として地域の人々に長く親しまれているエイサーと、その順路に設置された拝所等の建造物を歴史的風致として構成している。

これらの歴史的風致の広がりのうち、特に世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅が所在する荻道・大城地域が、「歴史的価値の高い文化資源が一体となつて良好な市街地環境を形成している」ことから、本地域を中心に歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

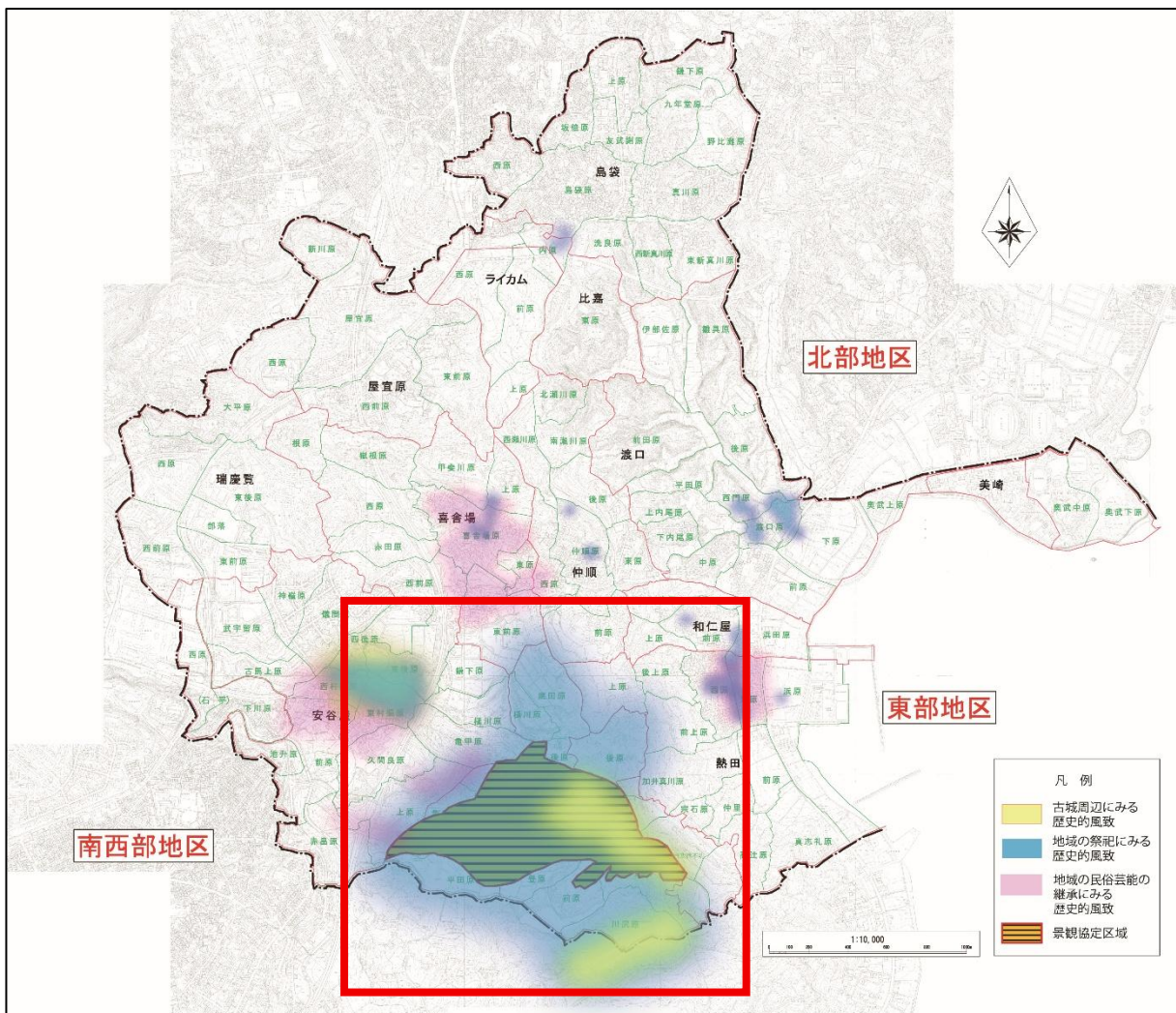


(2) 重点区域の位置

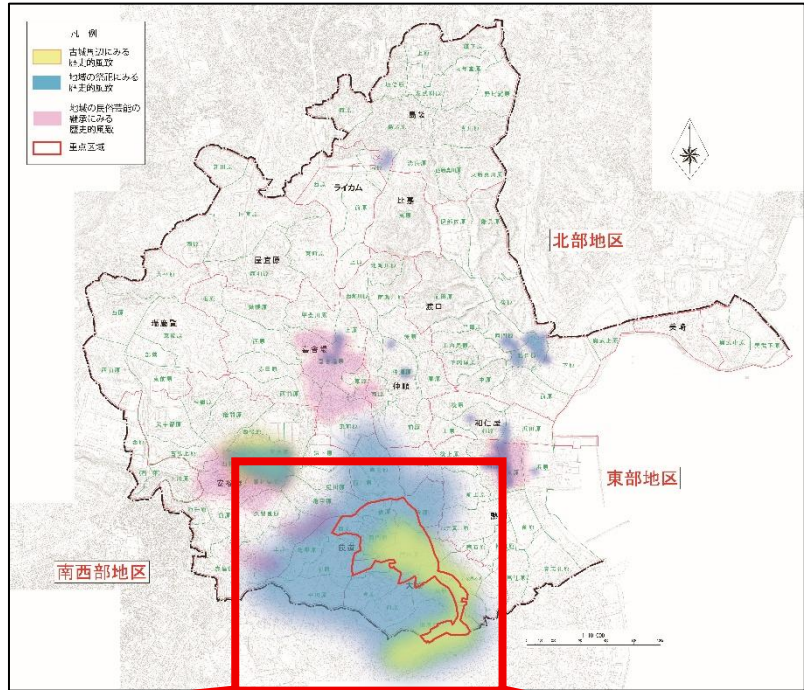
前述のとおり、重点区域の位置は、本計画において良好な市街地環境の継承や活性化を重点的に取り組むべき区域を定めるとともに、これまで北中城村の良好な景観形成の方針を示してきた「北中城村景観計画」との連携を図るものとする。

具体的には、同景観計画において「重点地区」（景観形成に重点的に取り組むべき地区）として位置づけられた三地区のうち、重要文化財や史跡が所在する村域南部の「荻道・大城地区」を対象とする。本地区の景観形成方針では、歴史文化資源が多く残る世界遺産中城城跡のバッファゾーンとして、一層良好な景観形成のための取り組みが期待されている。

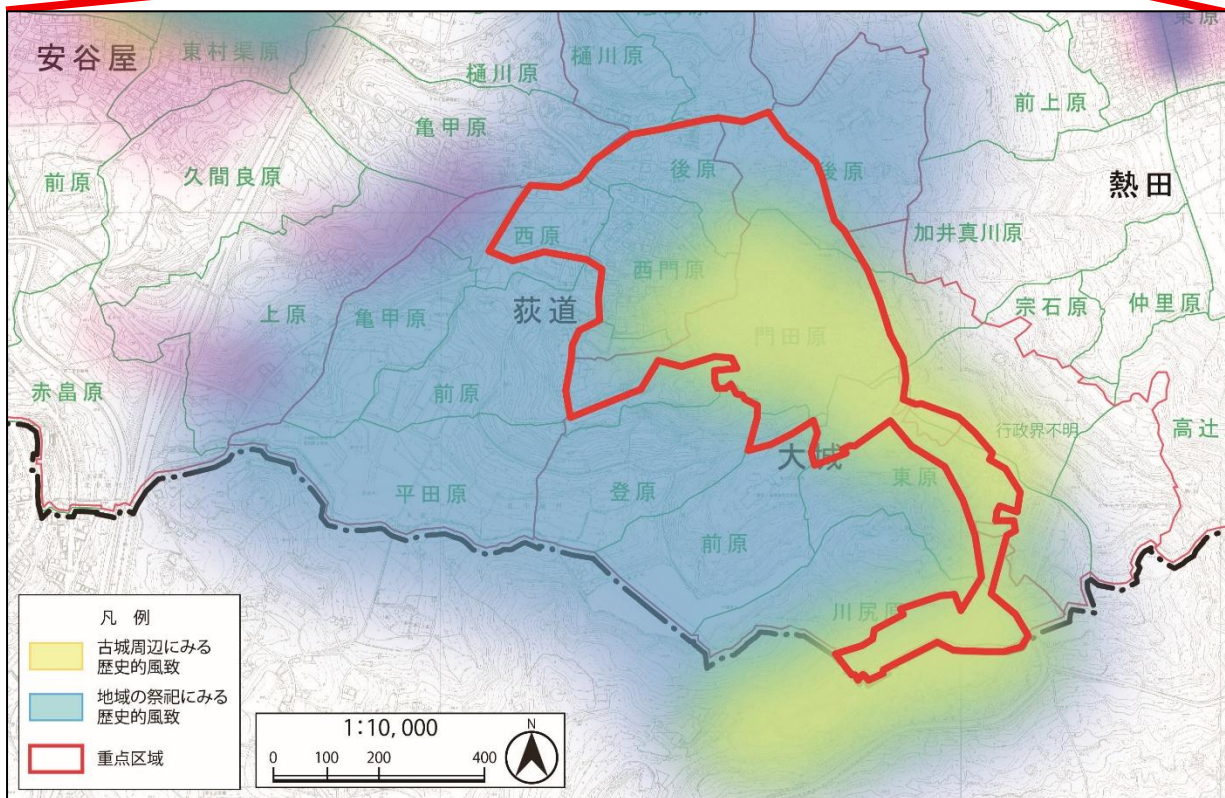
■景観計画で定める「荻道・大城地区」景観協定区域と、同地域における歴史的風致



このことを踏まえ、本計画では景観計画の「重点地区」とも関連づけながら、核となる建造物（世界遺産中城城跡・重要文化財中村家住宅）を中心に良好な市街地環境が形成されている^{おぎどう おおぐすく}荻道・大城地域の「古城周辺にみる歴史的風致」及び「地域の祭祀にみる歴史的風致」の範囲を重点区域として設定する。



▼重点区域の拡大図



(3) 重点区域の名称・位置及び区域・境界・面積

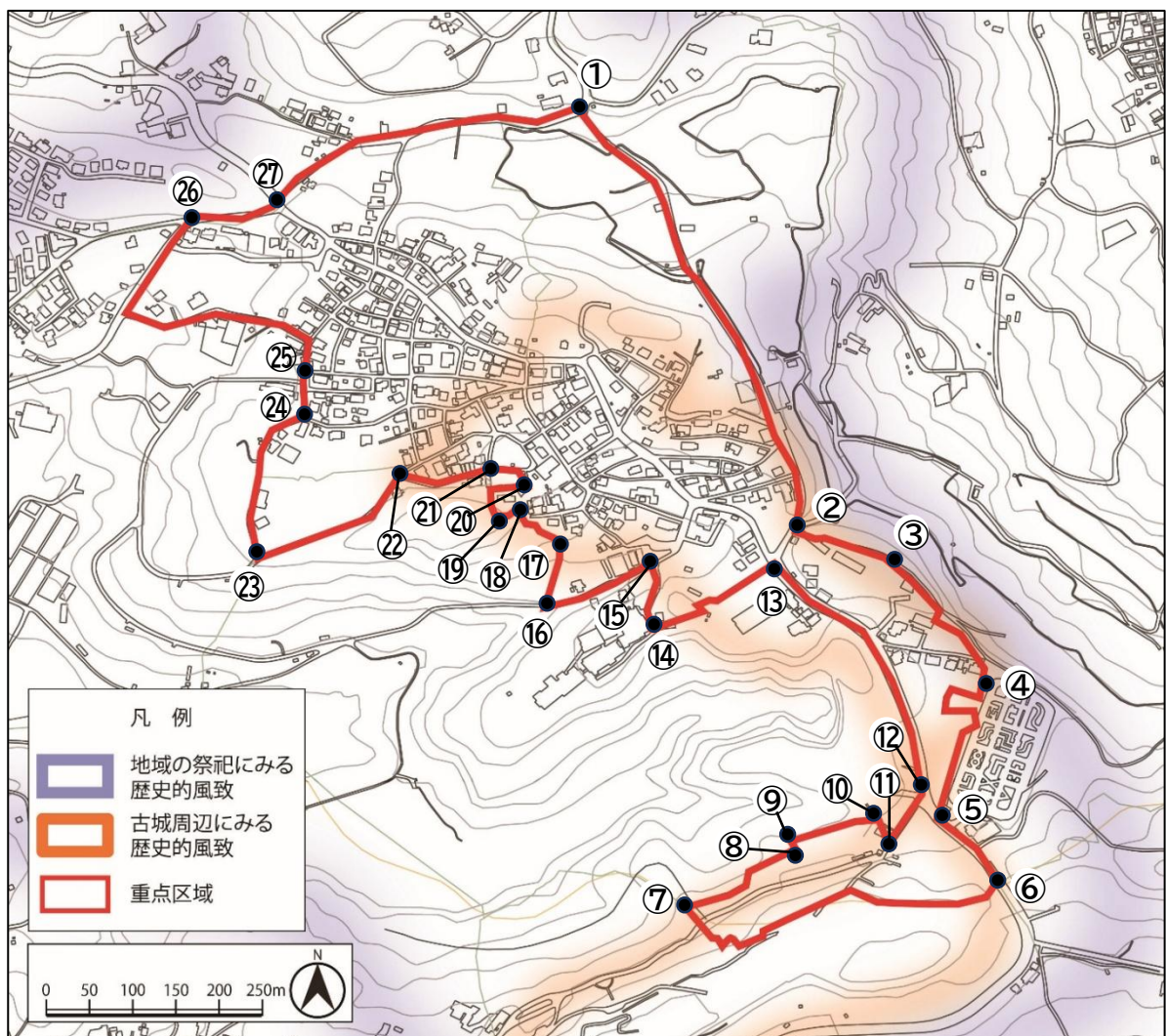
重点区域として設定した荻道・大城地域では、重要文化財中村家住宅をはじめとした赤瓦屋根の住宅やフクギの屋敷林、湧水を維持した井泉（カー）など、沖縄特有の伝統的な集落景観が多く残されている。

また、前述したとおり村の景観計画においても、重点地区として歴史文化資源等の特性を活かしながら調和のとれた美しい集落景観の保全に努めるべきであることが掲げられた地域でもある。

以上の考え方に基づき、重点区域の名称、位置及び区域、境界、面積を以下のとおり定める。

<重点区域名称> 北中城村歴史的風致維持向上重点区域

<範囲面積> 約36.3ha



■ 区域の境界一覧

区間	境界の位置
①～②	村道仲順・大城線
②～③	私道
③～④	筆界（民境界）
④～⑤	筆界（官境界）
⑤～⑥	県道 146 号線
⑥～⑦	行政界
⑦～⑧	水路 37-35-27（大城川尻原 498 地先）
⑧～⑨	水路 37-35-22（大城川尻原 533～川尻原 518 地先）
⑨～⑩	水路 37-35-23（大城川尻原 532～川尻原 530 地先）
⑩～⑪	里道 37-35-24（大城川尻原 531～川尻原 511 地先）
⑪～⑫	里道 37-35-25（大城川尻原 508～川尻原 513 地先）
⑫～⑬	県道 146 号線
⑬～⑭	筆界（官境界）
⑭～⑮	農道 22 号線
⑮～⑯	村道大城・登又線
⑯～⑰	里道 37-35-8（大城前原 387 地先）
⑰～⑱	筆界（民境界）
⑱～⑲	里道 37-35-6（大城門田原 70～門田原 45 地先）
⑲～⑳	筆界（民境界）
㉑～㉒	里道 37-35-6（大城門田原 70～門田原 45 地先）
㉒～㉓	村道大城 115 号線
㉓～㉔	農道 21 号線
㉔～㉕	農道 32 号線
㉕～㉖	荻道・大城 44 号線
㉖～㉗	村道安谷屋・荻道線
㉗～㉘	村道荻道・登又線
㉘～㉙	村道喜舎場・荻道線

2. 重点区域の設定の効果

本計画の重点区域として設定した荻道・大城地域は、世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅を中心に、伝統的な集落景観や拝所などの歴史文化資源が多く残された地域である。本区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する市街地環境の整備や歴史文化資源の保全・活用などの施策を重点的かつ一体的に推進することで、風情あるまちなみや伝統文化等の未来への継承、賑わいの創出が可能となる。

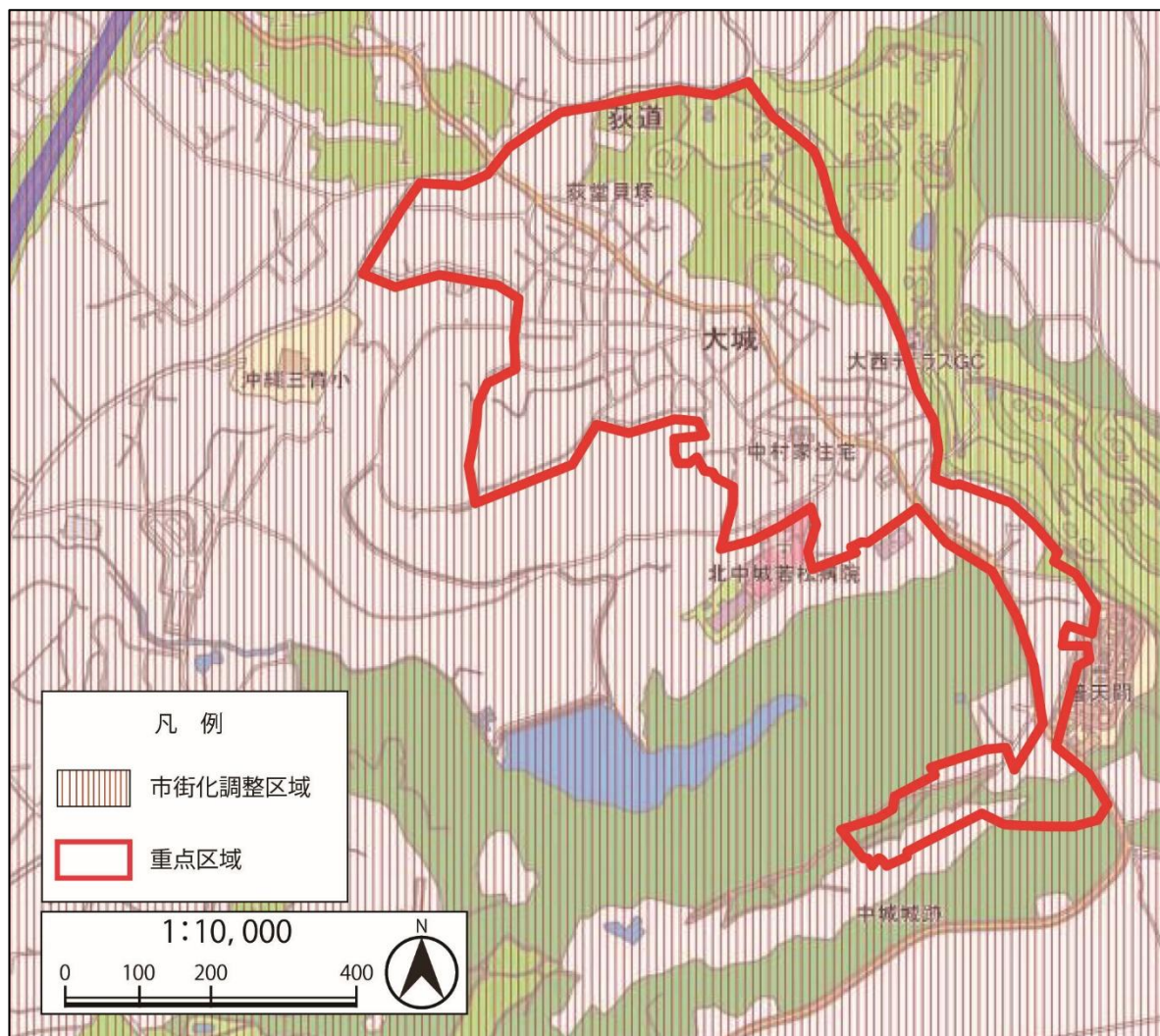
また、行政・住民・事業者等による協働のまちづくりをとおして住民の郷土愛やシビックプライドの醸成が期待できる。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 那覇広域都市計画との連携

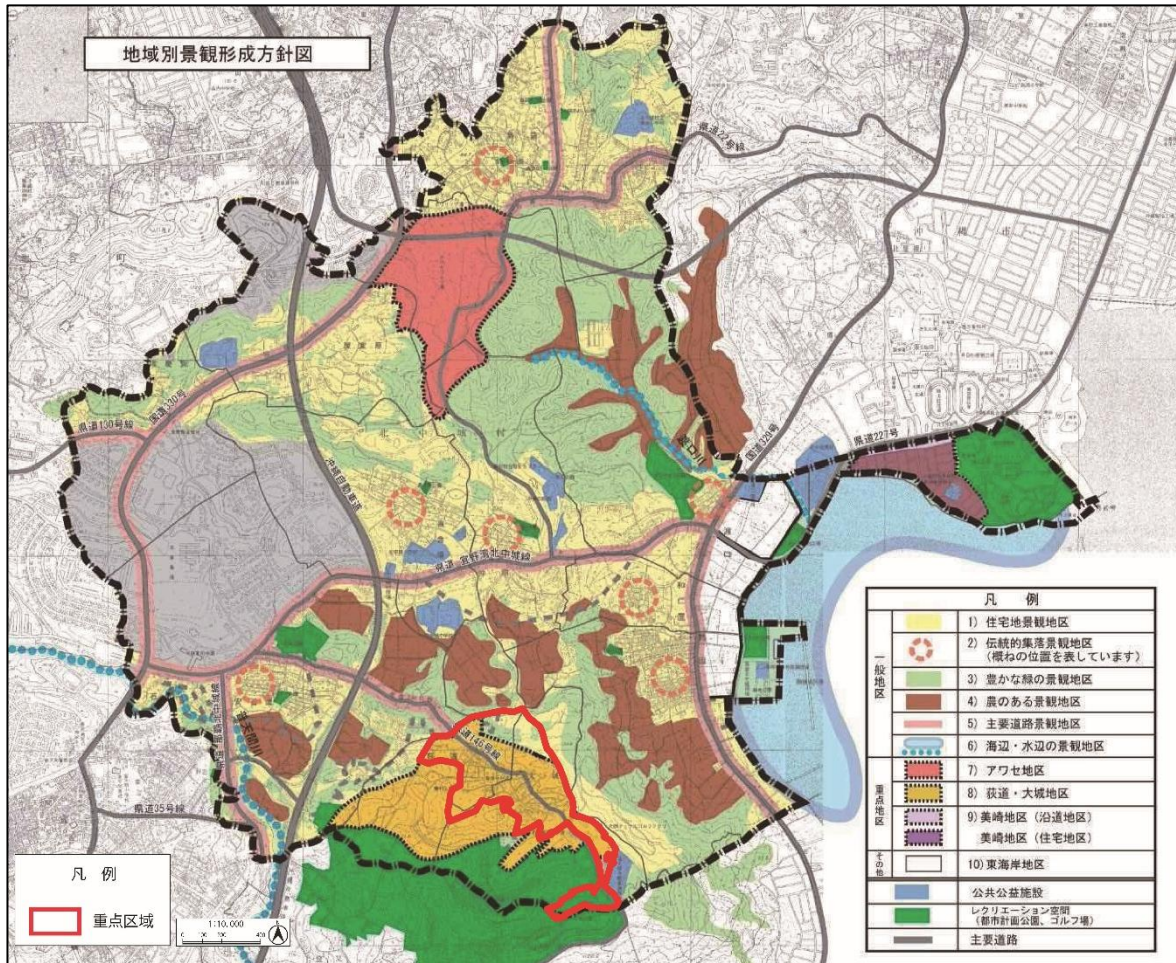
本村は那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く）を含む「那覇広域都市計画区域」に含まれており、都市計画区域の総面積 23,094ha のうち、本村の行政区全域である約 1,154ha が区域に含まれている。

また、重点区域が位置する荻道・大城地域は、その全域が無秩序な市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されている。当該地域においては、計画的な土地利用の誘導を図るとともに、貴重な緑地資源や農地等を保全し、それらと調和した市街地環境の形成を目指す。



(2) 景観計画

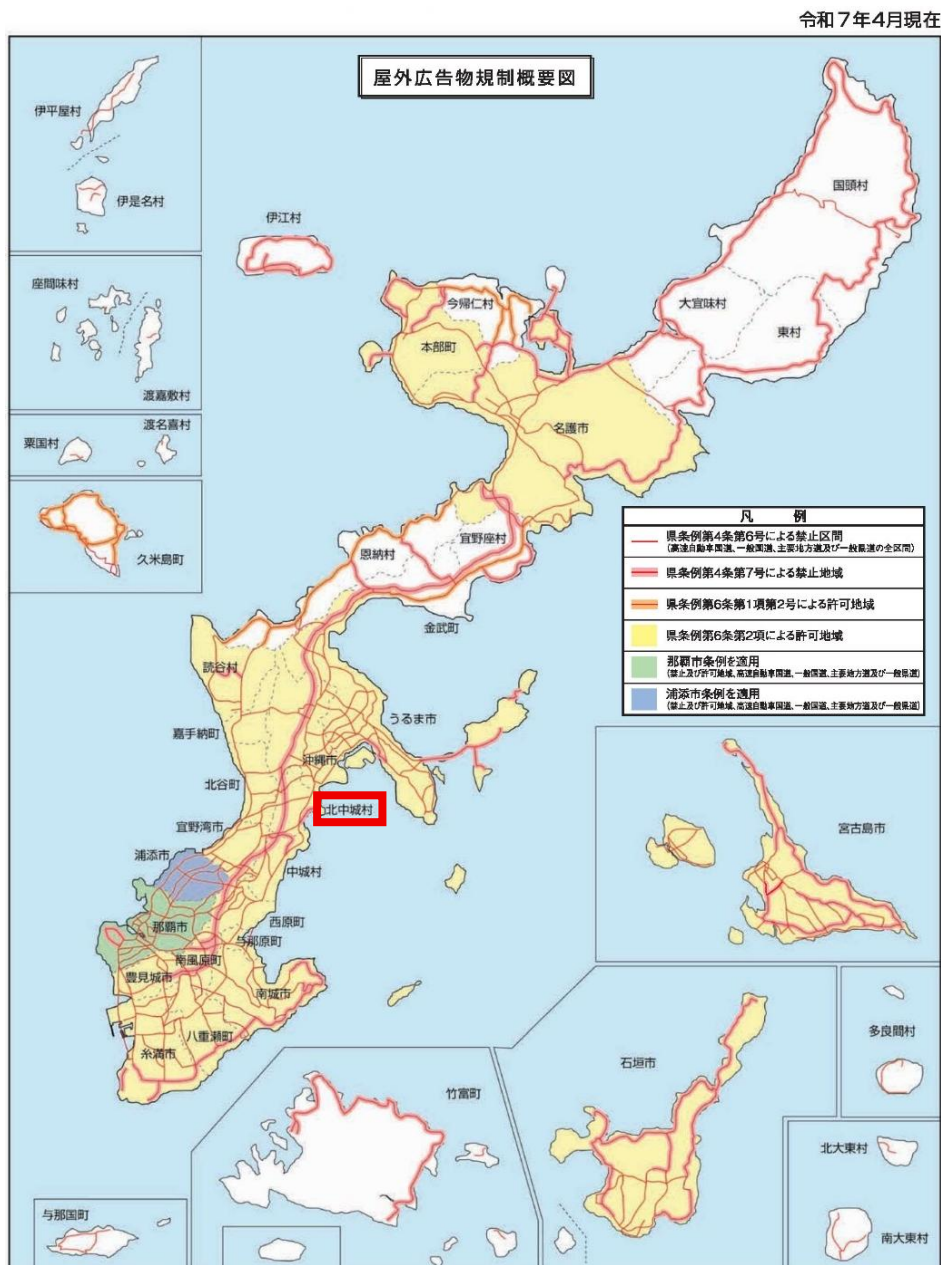
景観計画では、世界遺産中城城跡の城下に位置し、伝統的な集落景観が残る荻道・大城集落を、本村の景観形成を推進する上で重点的に取り組むべき「重点地区」に位置づけている。当該地区では、建築物の形態が集落のもつ良好な景観や雰囲気と調和することへの配慮や、四季を彩る花木による緑化を推奨するなど、伝統的な集落景観の保全と継承を図っている。



(3) 沖縄県屋外広告物条例との連携

本村における屋外広告物は、「沖縄県屋外広告物条例」に基づき規制・誘導が行われている。同条例では、北中城村一帯が第4条第7号による禁止地域及び第6条第2項による許可地域に位置づけられており、一部の適用除外（自家用広告物等）を除き、広告物の表示・掲出の禁止、または、沖縄県中部土木事務所への許可申請が必要とされている。

本村には、世界遺産中城城跡や重要文化財中村家住宅等の観光資源が所在し、県内外から多くの来訪者が訪れることから、屋外広告物の乱立が良好な景観形成の阻害要因とならないよう、経済活動との調和に配慮した適正な規制・誘導が重要である。特に、北中城村景観計画において景観形成基準を定めている荻道・大城地区については、広告物設置を規制する独自のルールづくりを検討し、良好な景観形成の推進を図る。



(4) 中城村・北中城村共同まちづくり計画

戦後、旧中城村は、中城村と北中城村の二村に分離したが、両村の共同事業の実施などを通して、連携した取り組みを継続的に行ってきた。今後も、共同のまちづくりを推進するにあたり、両村が共有するまちづくりの将来像を明確に示すとともに、世界遺産中城城跡を核としたまちづくりや観光振興を図るため、共同まちづくり計画が位置づけられている。

本計画においては、両村の中央に位置する中城城跡を核に、文化・歴史・自然資源の保全及び活用を図ることで、中心性を高めつつ、他地域の世界遺産とも連携した広域的なまちづくりを展開する。その一環として、歴史的風致の維持及び向上に資する取り組みを推進する。

4-1 先導プロジェクト

(1) 歴史・文化・自然資源等を活用したまちづくり先導プロジェクト

④他城跡との連携

- 中城、勝連、座喜味、伊波、山田グスクの環状の歴史的ネットワークを活かした連携の強化を図る

②歴史文化拠点施設の形成

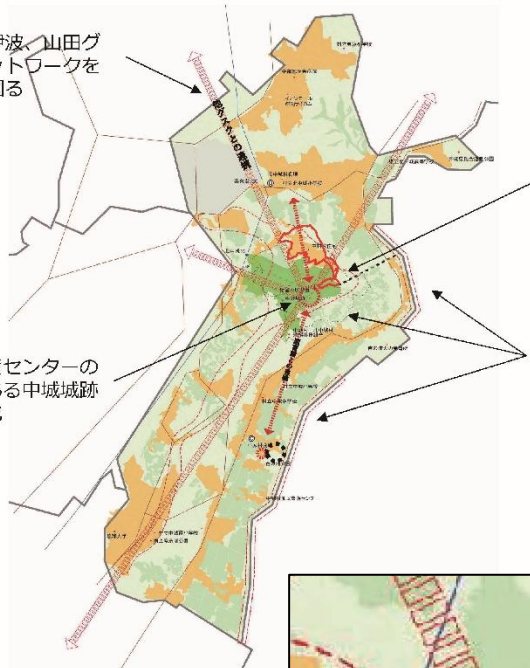
- 文化芸術の発信や世界遺産センターの機能をもった世界遺産である中城城跡と一体となった施設の形成

①歴史・文化・自然資源を活かしたまちづくりの推進

- 中城城跡をはじめ周辺の狹道・大城集落や安谷屋集落、新垣集落、中城ハంత道など一体となったまちづくりを行う。
(回遊性を向上させるサイン・案内板の設置、無電柱化、伝統的活動の継承、歴史学習教室等)
- 護佐丸図書館や両村内の歴史文化資源の連携を図る

③自然環境と景観を保全するまちづくり

- 斜面緑地や沿岸部の自然環境および景観を保全する



凡例

重点区域

(5) 史跡中城城跡保存活用計画

中城村・北中城村の境界に所在する世界遺産中城城跡について、昭和57年(1982)に策定した「史跡中城城跡保存管理計画」を踏まえつつ、史跡の確実な保存と周辺環境における景観保全を含めた新たな活用・整備の方向性を定めることを目的として令和6年(2024)に「史跡中城城跡保存活用計画」が策定された。

同計画では、『「技術を語る石積群」「海への眺望・緑の風景」「その守り手」の継承』を大綱として位置づけ、両村の地域住民の関係性を強化しつつ、史跡を取り巻く多様な活用の場面への参加を促進することで、周辺環境を含めた文化的景観の守り手の育成に向けて取り組むこととしている。

